

## 小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル

このマニュアルは大規模震災時の小瀬スポーツ公園の円滑な運用を考慮して策定する。

### I. 対応マニュアル策定にあたっての条件整理

#### 1. 時間帯別の公園現況

- ① 勤務時間帯の公園現況
- ② 勤務時間帯外の公園現況
  - a 平日の公園現況
  - b 週末、あるいはイベント時の公園現況

**表一 時間区分と公園現況**

	a 平 日	b 週末、あるいはイベント時
①勤務時間帯 7:30～17:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理職員等 45 名</li> <li>・駐車場をはじめ、各施設とも利用に対する十分な空間的余裕がある。</li> <li>・各種教室や個人利用などで運動施設を利用しにくる利用者が主体となる。</li> <li>・体育館(メインアリーナ及びサブアリーナ)やテニスコートは、利用率が高い。</li> <li>・陸上競技場、テニスコート、球技場、体育館、武道館、フィットネスセンター、クライミング場、会議室は年間を通じて夜間利用(17 時～22 時)が行われている。</li> <li>・野球場は、4 月～11 月の期間で夜間利用(17 時～22 時)が行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理職員等 17 名 (Jリーグ開催時は職員 20 名+ガードマン 60 名程度)</li> <li>・陸上競技場は Jリーグヴァンフォーレ甲府の公式戦が開催される。(休日や平日夜の特定日)</li> <li>・同上公式戦が開催される場合、駐車場はほぼ満車となり、園路等を臨時駐車場として利用。</li> <li>・通常の週末は、ほとんどの施設で各種大会が開催されることが多く、運動施設を利用しにくる利用者が主体となるが、各種イベントが重なり利用者が多い場合は、駐車場が満車となる。</li> <li>・家族連れが多く、各施設が利用される。</li> </ul>
②勤務時間帯 17:30～22:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理職員等 10 名</li> <li>・体育館、武道館トレーニング室、テニス場の6コート分の一般利用が中心</li> <li>・駐車場をはじめ、各施設とも利用に対する十分な空間的余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理職員等 10 名 (Jリーグ開催時は職員+ガードマン 60 名程度)</li> <li>・陸上競技場は Jリーグヴァンフォーレ甲府の公式戦が開催される。(休日や平日夜の特定日)</li> <li>・同上公式戦が開催される場合、駐車場はほぼ満車となり、園路等を臨時駐車場として利用</li> </ul>
③勤務時間帯外 22:00～7:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員不在(機械警備)</li> <li>・駐車場は第2駐車場のみ 24 時間解放、各種運動施設は閉鎖され、夜間利用時間帯以後は利用者の姿は殆どみられない。</li> <li>・早朝から散歩、ジョギングを行う利用者が増えてくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員不在(機械警備)</li> <li>・公園の状況は平日とほぼ同じ。</li> </ul>

### ★ 時間帯別の公園現況から捉えた発災時の留意事項

- 公園管理者の不在時における人員の確保
- 公園利用者の安全確保及び誘導（特に災害弱者である子どもへの対応）
- 災害時利用への機能転換に伴う対応
- イベント主催者の対応（特に一箇所に利用者の集中するJリーグヴァンフォーレ甲府の公式戦等観客が多く集まる大会の開催時）

## 2. 想定地震から予測する公園被害及び公園の利用

### 東海地震

(想定地震：震度 6 以上、または震度 5 強以下で山梨県災害対策本部長が必要と認めた場合)

#### ★ 想定地震から捉えた留意事項

##### ～小瀬スポーツ公園内の被害予測～

- 園内のモニュメント（クラフトタワー、給水塔）や水泳場等が被災する。
- 園内の園路、駐車場等の舗装の一部に不陸が生じる。
- 体育館や武道館など園内建物に損傷が生じる。また、転倒に被害は及ばなくともガラスの破損などが生じる。
- 停電により電気設備機能を失う。また、LP ガスの緊急停止により、エネルギー供給が完全に絶たれる。
- 水道管が破断し、園内の水道供給がストップする。なお、園内は宅内であるため、園内で破断した場合には、水道の応急復旧に必要以上の時間がかかる。
- 園内の高木で根系に制約のあるものや幹が損傷しているもの、老木が倒木する。
- 各施設の火気使用設備付近から火災が発生する。



※:現地踏査及び既往の知見に基づく予測であり、詳細は別途調査が必要である

## ～小瀬スポーツ公園の利用予測～

- ① 公園利用者が地震により一部で混乱を起こす。また、近隣に居住する利用者が避難を始める。
- ② 利用者の数名が園内でケガをし、管理事務所に手当てを求めてくる。
- ③ 建物倒壊により道路に避難していた周辺住民が、その後の余震を恐れて園内に避難してくる。
- ④ 自動車を使った避難者が園内に避難してくる。
- ⑤ 避難所に入れない避難者（ペット同伴者など）等が園内に避難してくる。この避難者の多くが自動車で避難してくる。
- ⑥ 自動車の避難者は駐車場に入ろうとするが、駐車場閉鎖により駐車場出入口周辺で混雑が生じる。
- ⑦ 県職員が到着する。
- ⑧ 消防や自衛隊等の部隊が徐々に到着する。
- ⑨ 緊急搬送患者を乗せた緊急車両が到着する。
- ⑩ 消防や自衛隊、警察が到着し、部隊拠点を設営する。（被災地内広域搬送拠点（SCU）、広域物資拠点、警察進出拠点、自衛隊・消防・警察の災害派遣活動拠点）
- ⑪ 広域物資拠点運営のための県職員が到着する。
- ⑫ 部隊や広域物資拠点の活動がシステム化され、園内の混乱は沈静化する。
- ⑬ 部隊や広域物資拠点の活動要請がほとんど無くなってくる。

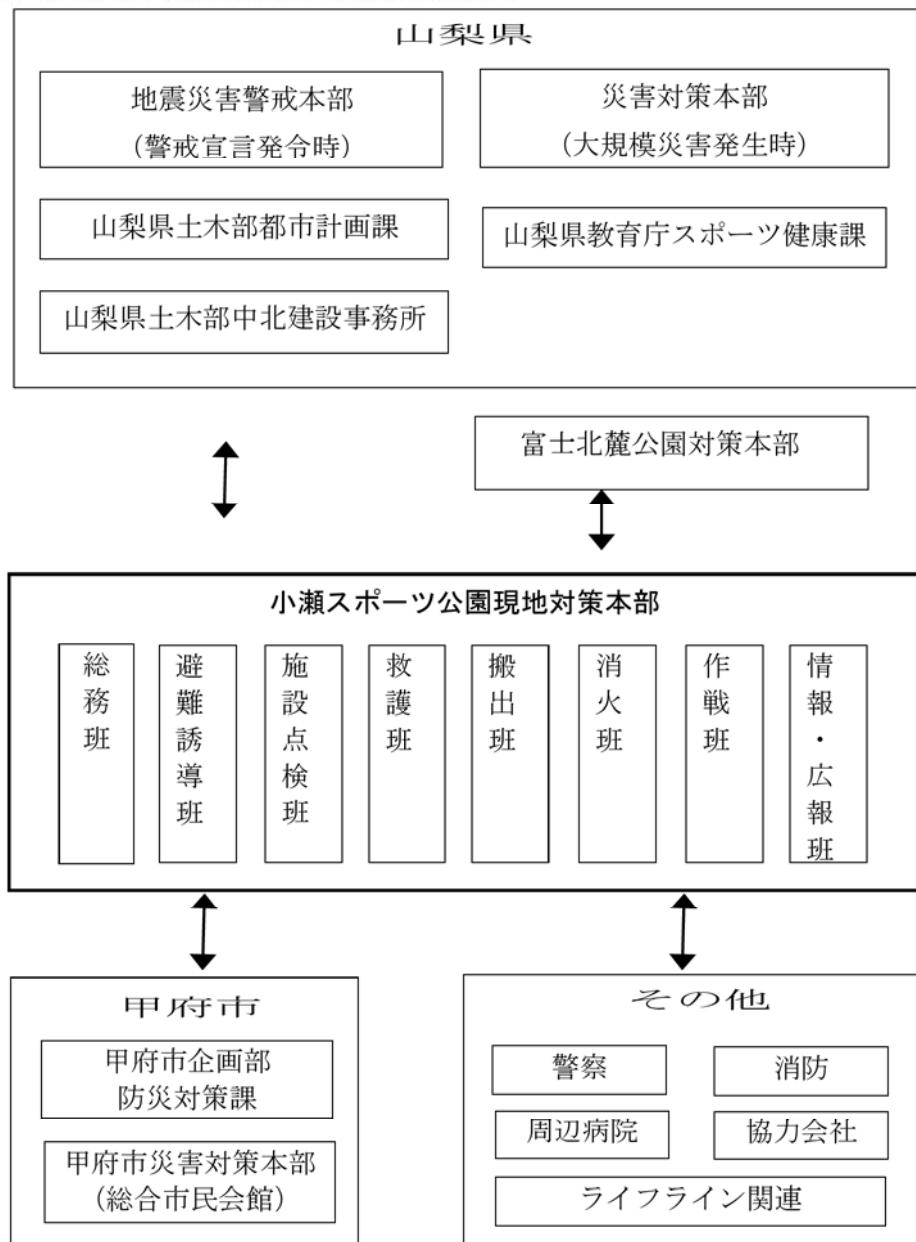
※勤務時間帯外の場合は③からはじまる。

### 3. 防災公園運営体制（役割分担）

- ・ 公益財団法人山梨県体育協会は、公園利用者の安全確保及び施設の応急復旧を主体とし、都市公園法や都市公園条例等に準拠し、小瀬スポーツ公園の震災時利用を円滑に運営するために、公園施設や資機材の提供を行い、県の防災体制をサポートする。
- ・ 公益財団法人山梨県体育協会は、避難者の誘導や救援等を主体とする。
- ・ 公益財団法人山梨県体育協会と県は、小瀬スポーツ公園の震災時利用を連携して運営するために「小瀬スポーツ公園現地災害対策本部」を組織する。(現行防災管理規程では対策本部は公園)
- ・ 「小瀬スポーツ公園現地災害対策本部」の公園管理者の編成及び事務分掌は、小瀬スポーツ公園防災管理規程に示される事務所災害対策本部に準拠する。

班	事務分掌
総務班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 負傷者家族等の各種連絡に関すること</li><li>・ 地域対策、外来者の対応に関すること</li><li>・ 公園利用(設置許可・占用許可等)の手続きに関すること</li></ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 避難場所への公園利用者、避難者の誘導に関すること</li><li>・ 応援部隊等への協力(補助)に関すること</li><li>・ 不審者への対応に関すること</li></ul>
施設点検班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 電気、LPガス、危険物、消防設備などの点検に関すること</li><li>・ 施設被害等の調査及び禁止区域の設定に関すること</li><li>・ 協定業者との調整に関すること ※協定業者は、公園施設の応急復旧に係る業者</li><li>・ 応急措置方法及び工法の検討に関すること</li><li>・ 被害情報等の記録、分析、保存に関すること</li></ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 負傷者の応急手当に関すること</li><li>・ 負傷者の身元確認に関すること</li></ul>
搬出班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 重要書類などの非常持ち出しに関すること</li></ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出火施設の消火活動に関すること</li><li>・ 不審者への対応に関すること</li></ul>
作戦班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現地対策本部の総括に関すること</li><li>・ 安全確保及び施設復旧等の決定に関すること</li><li>・ 官公庁、救援救助部隊、本部内各係間の連絡・調整に関すること</li><li>・ 相互応援協力・派遣要請に関すること</li></ul>
情報・広報班	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 通信連絡に関すること</li><li>・ 通信の記録、整理に関すること</li></ul>

## 小瀬スポーツ公園現地災害対策本部の組織計画図



## II. 小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル

震災時利用計画に基づき、(1)条件整理及び(2)防災公園運営体制を踏まえ、小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアルを次に示す。  
なお、震災時対応マニュアルは、公園管理者の勤務時間帯内外別に整理する。

### □ 小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル（勤務時間帯内7：30～22：00の対応）

局面	公園の状況（予測）	運営主体 県 指定 管理者	事前に準備する ★ハード（備品）と■ソフト	
			小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル	
～地震発生～ 【フェーズ1】 ○公園利用者の安全確保 ○情報の収集 【発災から3時間】	<p>① 公園利用者が地震により一部で混乱を起こす。また、近隣に居住する利用者が帰宅を始める。</p> <p>② 利用者の数名が園内でケガをし、管理事務所等に手当を求めてくる。</p> <p>③ 建物倒壊により道路に遮断して園内に避難者が、その後の余震を恐れて園内に避難していく。</p> <p>④ 自動車を使った避難者が園内に避難していく。</p>	① 管理事務所に集合 ・園内で作業中の職員は、作業を中断し管理事務所に集合する。集合途中で園内の状況を確認する。 ・体育館、武道館、アイスアリーナ等の職員は、施設利用者の安全を確保し、施設内の安全点検を実施し、待機する。 ・管理事務所集合者を点呼し、職位上位者を応急の長とし公園利用者の安全確保を主目的とした応急体制を発足する。 ・管理事務所の安全点検を行う（転倒の損傷状況・危険物の被災状況・ライフラインの確認）。また、各施設待機者から施設利用者及び施設の被災状況の把握を行う。 ・管理事務所が使用できない場合は、体育館に移動する。 <p>東海地震に係る注意情報・予知情報（警戒宣言）が発令した場合も、発災直後の対応が速やかに図られるよう、管理事務所等に集合し、安全を確保して発災に備える。</p>	<p>01. 管理事務所に集合 ・園内放送設備が被災した場合は、拡声器による第一報後に実施する。※園内放送設備が被災した場合は、拡声器により対応。 ・管理事務所に集まる利用者への対応。 ・ケガ人への応急救手当の実施。 ・負傷者を安全な場所に搬送する。 ・災害弱者への対応（児童の学校や保護者への連絡など）。※電話不通の場合は衛星携帯電話により対応。</p> <p>02. 山梨県災害対策本部との連絡は防災無線（移動局）により実施する。※県下の被災状況や交通規制等の情報が得られない場合は、自転車等を使い、公園の周辺被災状況及び交通規制の状況を把握する。 ・山梨県災害対策本部に応急体制発足を報告する。 ・県下の被災状況・避難状況・交通規制等の確認を行う（公園利用者への情報提供用）。</p> <p>03. 園内放送による公園利用者の安全誘導及び災害情報の提供 ・芝生広場への誘導をアナウンスする。特に補助競技場、野球場、第3駐車場利用者（ハンドリート利用）の早期誘導を実施する。 ・公園利用者へ災害情報をアナウンスする。</p> <p>04. 園内危険箇所等の確認・封鎖 ・職員や利用者の情報を基に、園内危険箇所の確認（写真記録、概略数量の記録）を行う。 ・危険が認められた場合は、立ち入り禁止措置を図り、封鎖する。 ・駐車場の出入口を開鎖し、駐車場利用者に状況説明と場外移動の要請を行う。</p> <p>05. 公園利用のため補助競技場、野球場、第3駐車場を封鎖する。 ・野球場・陸上競技場の施設内の安全点検を行う。</p>	<p>★ハンディ拡声器（各建物に一つ常備） ★応急救護セット（各建物に常備） ★衛星携帯電話 ■発災直後の公園利用者の誘導先（天候別） ■児童保護等に関する連絡先・預かり先 ■イベント主催者に対する災害時対応要請の内容（利用者誘導及び仮設工作物の緊急撤去） ■応急救手当の方法（救命救護研修） ★特定小電力トランシーバー（各建物に常備） ★ポータブル発電機（正弦波のハンディタイプを常備、大型は建設会社との協定により調達） ★腕章・ヘルメット等 ■安全点検簿及び応急復旧方法</p> <p>★防災無線（移動局） ■緊急連絡先・連絡網（情報ネットワーク）</p> <p>★ラジオ（各建物に常備） ★園内のハンドルマップ</p> <p>★トロロープ等 ■施設点検簿及び封鎖方法 ■協定連絡先・連絡網</p> <p>★甲府市の場所用防災マップ（避難所等の位置及び連絡先） ■誘導アナウンスの内容検討</p>
～小瀬スポーツ公園内の被害予測～ ○園内のモニュメント（グラフトワー、給水塔時計）や水泳場等が被災する。 ○園内の園路、駐車場等舗装の一部に不陸が生じる。 ○体育館や武道館など園内建物に損傷が生じる。また、転倒の損傷などが生じる。 ○停電により電気設備機能を失う。また、LPガスの緊急停止により、エネルギー供給が完全に絶たれる。 ○水管管が破断し、園内の水道供給がストップする。なお、園内は宅内であるため、園内で破断した場合には、水道の応急復旧に必要以上の時間がかかる。 ○園内の高木で根系に制約のあるものや幹が損傷しているもの、老木が倒木する。 ○各施設の火気使用設備付近から火災が発生する。	① ② ③ ④	① ② ③ ④	<p>01. 管理事務所に集合 ・園内放送設備が被災した場合は、拡声器による第一報後に実施する。※園内放送設備が被災した場合は、拡声器により対応。 ・管理事務所に集まる利用者への対応。 ・ケガ人への応急救手当の実施。 ・負傷者を安全な場所に搬送する。 ・災害弱者への対応（児童の学校や保護者への連絡など）。※電話不通の場合は衛星携帯電話により対応。</p> <p>02. 山梨県災害対策本部との連絡は防災無線（移動局）により実施する。※県下の被災状況や交通規制等の情報が得られない場合は、自転車等を使い、公園の周辺被災状況及び交通規制の状況を把握する。 ・山梨県災害対策本部に応急体制発足を報告する。 ・県下の被災状況・避難状況・交通規制等の確認を行う（公園利用者への情報提供用）。</p> <p>03. 園内放送による公園利用者の安全誘導及び災害情報の提供 ・芝生広場への誘導をアナウンスする。特に補助競技場、野球場、第3駐車場利用者（ハンドリート利用）の早期誘導を実施する。 ・公園利用者へ災害情報をアナウンスする。</p> <p>04. 園内危険箇所等の確認・封鎖 ・職員や利用者の情報を基に、園内危険箇所の確認（写真記録、概略数量の記録）を行う。 ・危険が認められた場合は、立ち入り禁止措置を図り、封鎖する。 ・駐車場の出入口を開鎖し、駐車場利用者に状況説明と場外移動の要請を行う。</p> <p>05. 公園利用のため補助競技場、野球場、第3駐車場を封鎖する。 ・野球場・陸上競技場の施設内の安全点検を行う。</p>	<p>★ハード（備品）と■ソフト</p>

局面	公園の状況（予測）	運営主体		事前に準備する ★ハード（備品）と■ソフト
		県	指定 管理者	
【フェーズ2】 ○ 部隊の受入 【発災から6時間】	⑤ 避難所に入れない避難者（ペット同伴者など）等が園内に避難してくる。この避難者の多くが自動車で避難していく。 自動車の避難者は、駐車場に入ろうとするが、駐車場封鎖により駐車場出入口周辺で混雑が生じる。 県職員が到着する。 ⑧ 消防や自衛隊等の部隊が徐々に到着する。 ⑨ 緊急搬送患者を乗せた緊急車両が到着する。	—	◎	06. 緊急車両動線の確保 ・主要口から優先し、車止めを開放する。 ・緊急車両動線上の柵や門扉の開放、支障物を除去する（除去不可能な支障物は消防・自衛隊到着後に除去要請を行う）。
	07. 主要口及び各施設での避難及び部隊誘導 ・園内に避難してくる避難者に対して誘導アナウンスを行う。 ・到着部隊に対して、活動場所への誘導を行つ（広域医療搬送活動は3～8時間で発生、緊急消防援助隊は3～6時間以内で到着）。	◎	○	□ 取り外した車止めは、支障が無い場所（植込地等）に仮置きする。※一般車両の進入防止のためのバリケードの設置と第5駐車場への誘導サインを設置する。 □ 除去不可能な支障物は、テープを巻く、あるいは着色するなどして目立つよう立たせるだけの対処とする。また、園路沿いに十分なスペースがある場所では、支障物の除去は、支障物の除去には、支障物の除去は目立たせるだけの対処とする。 □ 主要口や各施設では、簡易サインを樹木などに取り付ける。 □ 園内に入る自動車の交通整理（誘導指示）※状況がひどい場合には第5駐車場に誘導する。
【フェーズ3】 ○ 運営体制の構築 【発災から12時間】	⑩ 消防や自衛隊、警察が到着し、部隊拠点を設営する。（被災地内広域搬送拠点(SCU)、広域物資拠点、警察進出拠点、自衛隊・消防・警察の災害派遣活動拠点）	◎	○	08. 小瀬スポーツ公園現地対策本部開設（体育館） ・小瀬スポーツ公園現地対策本部の体制を発足する（県職員が合流し、県職員の階位上位者を長に、進出拠点としての受け入れ体制を確立する）。 ・到着部隊との連絡方法、定期会議の実施頻度、仮設トイレの開設方法等を決定する。 ・部隊による園内の応急復旧要請、また施設の利用制限等について調整する。 ・山梨県災害対策本部に開設の報告を行う。
	09. 災害時広報体制の準備・確立 ・マスコミや県民に対して広報体制を準備・確立する（部隊と調整）。 ・記者会見場所の確保と定時広報の頻度を決定する。 ・発災から数日経過後の関係機関等による視察対応に窓口を設ける。	◎	○	□ 班編成を行い、暫定体制からの引継ぎを実施する。 □ 班編成表及び職階表の作成 □ 山梨県災害対策本部に現地対策本部の立ち上げ連絡し、当面の必要物資（仮設トイレ・食料・毛布等）について、確認を行つ。 □ 各部隊の食料等は、体育館に集積し、全体量を把握した後に提供する。 □ 公園のライフラインの利用等に職員の健康管理等についても、各部隊の医療救護チームに要請。調整を行う。 □ 事務処理は膨大となるため、専任のスタッフを配置する。
	10. 職員の健康管理の準備・確立 ・職員の勤務実態や健康管理等の把握方法を決定する。	◎	○	■ 設置許可申請や占有許可申請書など必要書類の準備 ・連絡票等の必要書類の準備 ・公園のライフラインの利用等について予め協議が必要。
	11. 事務処理体制の準備・確立 ・会議室、事務処理室を確保する。また、事務処理に必要な機材を確保する。 ・各種資料の様式を準備する。	◎	○	□ 夜間パトロールは基本的に部隊の協力により実施 □ 停電時には、主要箇所で明かりを確保する。※園路照明等の防災対応のほか、投光器（協力会社から調達）や焚き火により明かりを確保する。 ■ 協力会社との協定 □ 夜間要員を決め、現地対策本部は24時間体制とする。 □ 宿泊場所は武道館を充てる。
	12. 泊り込み対応※発災当日は帰宅できない ・夜間パトロールを実施する。 ・明かりを確保する。	◎	○	□ 作戦会議は適宜行うが、総員による総括会議により、問題点の把握と改善方法、翌日の行動計画を確認する。 □ 総括会議は毎日実施する。
	13. 総括会議（発災後毎日実施する） ・現地対策本部において、園内の状況確認と記録を行う。 ・明日の行動計画を検討し、後割分担を確認する。	◎	○	□ 合同会議は、情報の共有及び部隊間の融通調整（占有規模や園内交通ルート）等の確認の場とする。 □ 運営体制発足前に到着した車両は、第1駐車場に待機させる。なお、積荷のある搬入用車両はテニスコートに誘導する。 ■ 広域物資拠点で使用するテントの確保 □ 荷捌き場（テニスコート）では、搬入されるテントの組立を行つ。なお、運営体制発足前では、部隊に協力要請を行い対応する。
	14. 合同会議 ・消防、警察、自衛隊の各部隊との合同会議を実施する。 ・各部隊の活動予定について把握するとともに、部隊間の調整等を行う。	◎	○	□ 山梨県対策本部の要請により受入れを始める。 □ 緊急輸送応援車両は、救援物資等の積荷があるものを荷捌き場（テニスコート等）に誘導する。 ■ 広域物資拠点で使用するテントの確保 □ 荷捌き場（テニスコート）では、搬入されるテントの組立を行つ。なお、運営体制発足前では、部隊に協力要請を行い対応する。
	15. 広域物資拠点の確立 ・県職員が合流し広域物資拠点の運営体制が発足する。 ・山梨県災害対策本部に確立の報告を行う。	◎	○	□ 山梨県対策本部の要請により受入れを始める。 □ 緊急輸送応援車両は、救援物資等の積荷があるものを荷捌き場（テニスコート等）に誘導する。 ■ 広域物資拠点で使用するテントの確保 □ 荷捌き場（テニスコート）では、搬入されるテントの組立を行つ。なお、運営体制発足前では、部隊に協力要請を行い対応する。
	16. 緊急輸送応援車両等の受入 ・緊急輸送応援車両を利用計画に基づき、第1駐車場に受け入れる。 ・空路の場合は野球場に受け入れる。 ・搬入された救援物資は、種別及び地域別にテニスコート内で仕分けを行い、テニスコート、野球場スタンド下、体育館等に集積する。	◎	○	□ 山梨県対策本部の要請により受入れを始める。 □ 緊急輸送応援車両は、救援物資等の積荷があるものを荷捌き場（テニスコート等）に誘導する。 ■ 広域物資拠点で使用するテントの確保 ★ 防災対応照明設備 □ 荷捌き場（テニスコート）では、搬入されるテントの組立を行つ。なお、運営体制発足前では、部隊に協力要請を行い対応する。
	17. 自発的支援物資への対応 ・義援物資に対する受入を始める。 ・義援物資は、種類や量が統一されない場合が多く、仕分けに労力を要するので、計画的な救援物資と混在させないため、野球場スタンド下で仕分けを行つ。	◎	○	□ 山梨県対策本部の要請により受入れを始める。

局番	公園の状況（予測）	運営主体		事前に準備する ★ハード（備品）と■ソフト
		県	指定管理者	
【フェーズ5】 ○ 応急復旧 【発災から 72 時間】 ○ 復旧 【発災から 72 時間以降】	(13) 部隊や広域物資拠点の活動がシステム化され、園内の混乱は沈静化する。	◎ ○	18. 園内危険箇所調査・掲示・応急復旧対策 ・園内危険箇所の詳細調査を実施し、危険箇所を園内の案内板に表記する。 ・調査結果を基に、応急復旧対策を実施する。	<input type="checkbox"/> 詳細調査は、状況に応じてボランティアや協力会社（協定）により実施する。 ※この場合、震災によるものか、利用に伴うものかの区別を明確に記録する。 震災時利用計画上、重要な施設を優先して応急復旧工事を実施する。※簡易な応急復旧が困難な場合には、震災時利用の見直しを図る。  <input type="checkbox"/> ■協定連絡先・連絡網 ■建設ボランティアの受け入れ
【フェーズ6】 ○ 本格復旧 【発災から 1 週間～3 週間】	(14) 部隊や広域物資拠点の活動要請がほとんど無くなつてくる。	◎ ○	19. 園内復旧作業の実施 ・被災箇所や応急復旧箇所において、復旧作業に着手し、平常時利用に移行する。	<input type="checkbox"/> 部隊利用との調整を行い、園内復旧を行う。  <input type="checkbox"/> なあ、園内復旧作業の執行は中北建設事務所が実施する。
	(15) 部隊や広域物資拠点の活動がほとんどの無くなつてくる。	◎ ○	20. 部隊活動拠点廃止準備 ・部隊活動拠点の廃止準備を行つ。 ・部隊活動拠点の廃止に合わせて、復旧作業に着手する。	<input type="checkbox"/> 発災後3週間の経過を目処に、各部隊と撤退時期の協議を行う。※基本的に協議は山梨県災害対策本部が行う。  <input type="checkbox"/> 現地対策本部は、展開している部隊との定期連絡において、活動拠点の縮小等、柔軟な協議を行う。
	(16) 部隊や広域物資拠点の活動がほとんどの無くなつてくる。	◎ ○	21. 広域物資拠点廃止準備 ・救援物資集積地、荷別き場及び緊急車両集結地の廃止準備を行つ。	<input type="checkbox"/> 救援物資等の扱い率がピーク時の3割程度になった時点を目安に、廃止準備を行つ。※基本的に廃止は山梨県災害対策本部が行う。
	(17) 部隊や広域物資拠点の活動がほとんどの無くなつてくる。	◎ ○	22. 現地災害対策本部廃止準備 ・現地災害対策本部の廃止準備を行う。	<input type="checkbox"/> 広域物資拠点が廃止された時点で小瀬スポーツ公園現地対策本部を廃止する。
	(18) 部隊や広域物資拠点の活動がほとんどの無くなつてくる。	— ○	21. 園内完全復旧 ・震災利用の廃止区域において、復旧作業に終了後、平常時利用に移行する。	<input type="checkbox"/> 震災時利用に伴い、損傷した箇所等の記録を行つ。※この場合、震災によるものか、利用に伴うものかの区別を明確に記録する。  <input type="checkbox"/> なあ、園内復旧作業の執行は中北建設事務所が実施する。  <input type="checkbox"/> 園内復旧作業が終了するタイミングで、平常時利用に移行する。
				  <input type="checkbox"/> ★トラロープ、テープ等 ★立ち入り禁止看板

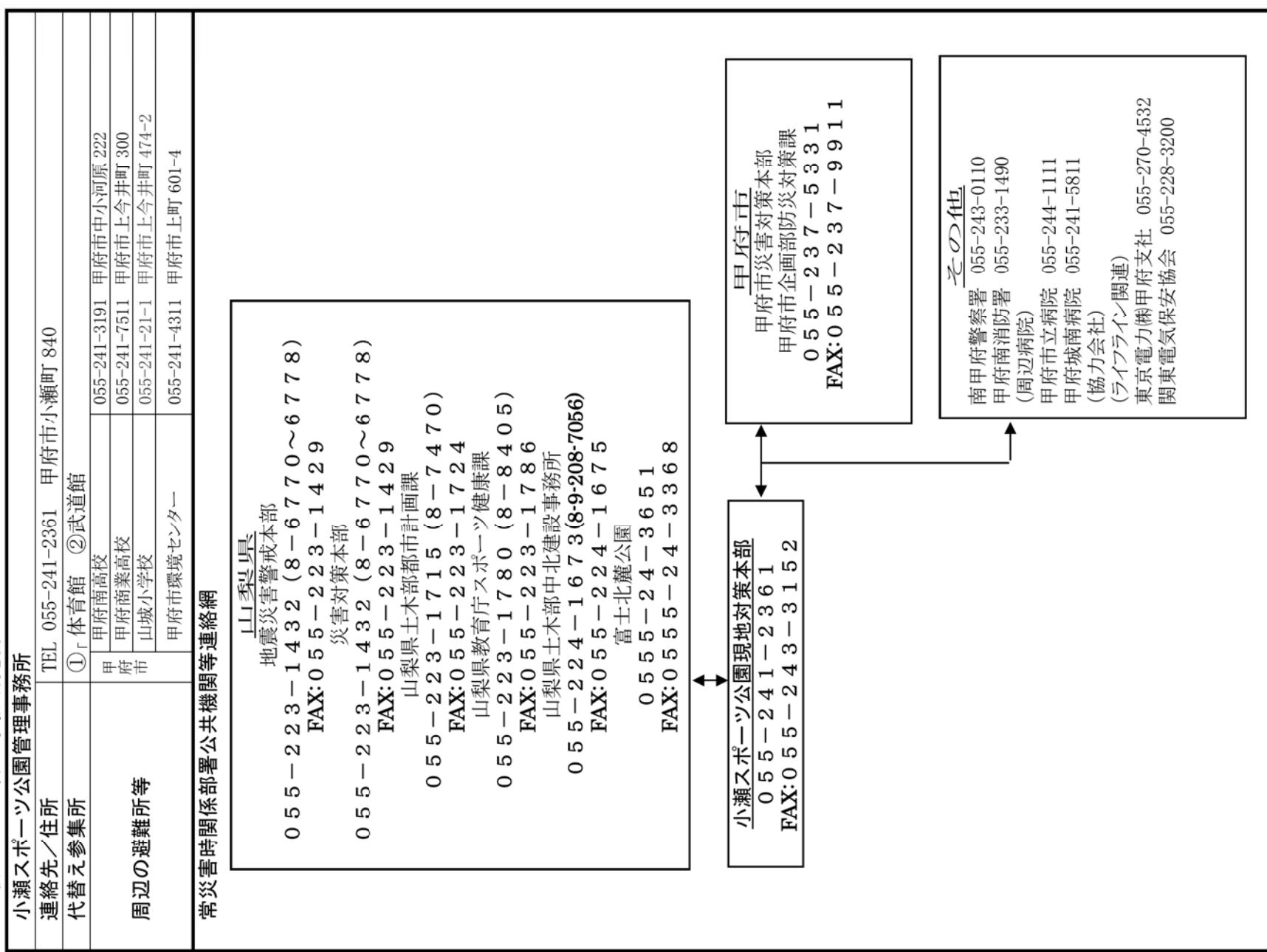
□ 小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル（勤務時間帯外 22：00～7：30 の対応）

局	公園の状況（予測）	運営主体	事前に準備する ★ハード（備品）と■ソフト
	県	指定管理者	
～地震発生～ 【フェーズ1】 ○ 公園職員等 ○ 情報の収集	① 建物倒壊により道路に避難していた周辺住民が、その後の余震を恐れて園内に避難してくれる。 ② 自動車を使った避難者が園内に避難していく。	— ○ — ○	<p>01. 初動は対応不可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園管理者及び員は初動体制がとれない。</li> <li>・東海地震では注意情報・予知情報（警戒宣言）が勤務時間内で発令した場合は、職員は管理事務所に待機し、警戒体制を整える。</li> <li>・注意情報が勤務時間外で発令した場合は、緊急参集を行う。</li> </ul> <p>02. 参集職員の到着</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所に参集する。</li> <li>・管理事務所の安全点検を行う（転倒の損傷状況・危険物の被災状況・ライフラインの確認）。</li> <li>・管理事務所が使用できない場合は、体育館に移動する。</li> </ul> <p>03. 山梨県災害対策本部との防災無線連絡（必要に応じて市対策本部・周辺一時避難所など）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山梨県災害対策本部に応急体制発足を報告する。</li> <li>・県下の被災状況・避難状況、交通規制等の確認を行う。</li> <li>・広域救援部隊等の到着時刻及び規模の確認を行う。</li> <li>・定時連絡の方法はFAXを基本とし、緊急時に防災無線等を使用する。</li> </ul> <p>04. 園内危険箇所等の確認・封鎖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参集人員で可能な範囲で、園内危険箇所の確認を行う。</li> <li>・危険が認められた場合には、立ち入り禁止措置を図り、封鎖する。</li> <li>・緊急車両動線上の柵や門扉の開放、支障物を除去する（除去不可能な支障物は消防・自衛隊到着後に除去要請を行う）。</li> <li>・武道館・体育館・アイスアリーナ・野球場・陸上競技場の施設内の安全点検（転倒の損傷状況・危険物の被災状況・ライフラインの確認）を行う。</li> <li>・定時連絡の方法を確認する。</li> </ul> <p>05. 緊急車両動線の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主要口から優先し、車止めを開放する。</li> <li>・緊急車両動線上の柵や門扉の開放、支障物を除去する（除去不可能な支障物は消防・自衛隊到着後に除去要請を行う）。</li> </ul> <p>06. 主要口及び各施設での避難及び部隊誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内に避難してくる避難者に対して誘導アナウンスを行う。</li> <li>・到着部隊に対して、活動場所への誘導を行う（広域医療搬送活動は3～8時間で発生、緊急消防救援部隊は3～6時間以内で到着）。</li> </ul> <p>07. 小瀬スポーツ公園現地対策本部開設（体育館）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防や自衛隊等の部隊が徐々に到着する。</li> <li>・緊急搬送患者を乗せた緊急車両が到着する。</li> <li>・県職員が到着する。</li> <li>・消防や自衛隊等の部隊が徐々に到着する。</li> <li>・緊急搬送患者を乗せた緊急車両が到着する。</li> </ul> <p>【発災から6時間】 ○ 部隊の愛人</p>
小瀬スポーツ公園震災時対応マニュアル			
～地震発生～ 【発災から3時間】			<p>■震災時公園利用計画の周知</p> <p>★ボータブル発電機（正弦波のハンディタイプを常備、大型は建設会社との協定により調達） ★胸章・ヘルメット等 ■緊急連絡先・連絡網（情報ネットワーク）</p> <p>□ 緊急連絡網により参集の連絡（参集予定者との連絡）</p> <p>□ 参集人員で可能な範囲で管理事務所の応急復旧（停電時は発電機により情報通信機器の電力確保を優先する、自家発電設備の運転は、電気設備の確認を行い、火災などの二次災害の恐れがないことを確認した上で行う。）</p> <p>□ 管理事務所が使用できない場合は、①体育館、②武道館の順に代替する。</p> <p>□ 山梨県災害対策本部との連絡は防災無線（移動局）により実施する。※県下の被災状況や交通規制等の情報が得られない場合は、自転車等を使い、公園の周辺被災状況及び交通規制の状況を把握する。</p> <p>□ 定時連絡の方法はFAXを基本とし、緊急時に防災無線等を使用する。</p> <p>□ 園内危険箇所の把握は自転車・バイクを使い、速やかに危険箇所の把握を行う。また、トイレや四阿などの被災状況も確認する。</p> <p>□ 各施設の応急復旧（停電時は発電機により情報通信機器の電力確保を優先する、自家発電設備の運転は、電気設備の確認を行い、火災などの二次災害の恐れがないことを確認した上で行う）</p> <p>□ 危険が認められた場合は、トラロープ等を通じる園路を封鎖する。</p> <p>□ 被災状況によりて建設会社等の協定先に緊急要請を実施。※電話不通の場合には衛星携帯電話により対処</p> <p>□ 取り外した車止めは、支障が無い場所（植込地等）に仮置きする。※一般車両の進入防止のためのバリケードの設置と第5駐車場への誘導サインを設置する。</p> <p>□ 除去不可能な支障物は、テープを巻く、あるいは着色するなどして目立つようにする。また、園路沿いに十分なスペースがある場所では、支障物の除去は目立たせなければ対処するなど、人員との兼ね合いで臨機応変に対応する。</p> <p>□ 主要口や各施設では、簡易サイン（誘導アナウンス）の内容検討</p> <p>□ 園内に入る自動車の交通整理（誘導指示）※状況がひどい場合には第5駐車場に誘導する。</p> <p>□ 班編成を行い、暫定体制からの引継ぎを実施する。</p> <p>□ 班編成表及び階級表の作成</p> <p>□ 山梨県災害対策本部に現地対策本部の立ち上げ連絡し、当面の必要物資（仮設トイレ・食料・毛布等）について、確認を行う。</p> <p>□ 店舗の食料等は、体育館に集積し、全体量を把握した後に提供する。</p> <p>■公園のライフルラインの利用等について予め協議が必要。</p> <p>■設置許可申請や占有許可申請書など必要な書類の準備</p>

※【フェーズ3】以後は、勤務時間帶内の対応に同じ。

□小瀬スポーツ公園管理事務所覚書

□災害対策用備品



	備品名	数	量	備考
台車		1台		
発電機		4台		混合ガソリン
自転車		8台		
エンジンチーンソー		4台		
剣先スコップ	18本			
チェーンブロック		3個	荷重3t(1) 荷重0.25t(2)	
脚立		10台	高さ:1.70m (はしご持:3.57m)	
工具類		3ヶ	工具ボックスター式	
ガソリン		200㍑		
混合ガソリン (カッター・チェーンソー用)		50㍑		
拡声器		18台	各施設3台	
ロープ(トラロープ)		10巻	1巻(100m)	
カラーコーン		100個		
ブルーシート		10枚	5m×5m	
カケヤ (大型木槌)		4個		
軽トラック		1台		
ラジオ		6台	各施設1台	
懐中電灯		18個	各施設3個	
コードリール		20個	防雨型30m	
鉄線鉤 (番線切り)		1本		
電気サンダー		1台		
電動丸のこ		3台	大2小1	
平バーナー		2本	大	
ヘルメット		45個		
エンジンコンクリートカッター		3台	交換用刃3枚	
救急箱		7個	各施設1個、非常持出用	
小電力トランシーバー		10台		
誘導灯		20本	管理事務所1台	
非常食		3日分	職員45人×9食	
水中ポンプ		2台	全揚程9.5m	
ハンドロータリーポンプ		3台	車両等からの抜き取り用	
ハロゲン投光器		5台	2灯三脚式	

## 参考資料:アナウンス例

### 1. 東海地震注意情報発表の際

「公園を利用されている皆様にお知らせします。只今、気象庁により、東海地震注意情報が発表されました。本公園は、県の防災拠点として使用する準備を行います。帰宅に支障のない方は落ち着いて帰宅行動に移って下さい。

また、帰宅に不安のある方、小学生は、公園中央の芝生広場に移動して待機して下さい。新しい情報が入り次第、お知らせします。」

### 2. 東海地震予知情報発表・警戒宣言発表の際

「公園を利用されている皆様にお知らせします。只今、気象庁より、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣による警戒宣言が発せられました。本公園は、県の防災施設として警察部隊の受入準備を行います。また、本公園では利用されている皆様の安全確保のため、野球場西側に避難ゾーンを設定しています。落ち着いて移動をお願いいたします。

なお、自転車はお乗りにならず押して移動して下さい。」

「武道館西側の第4駐車場に車を停めている皆様にお知らせします。警察部隊受け入れのため、駐車車両の移動をお願いします。移動は現場の係員の指示に従って下さい。ご協力をお願いします。」

### 3. 突発的な東海地震発生の際、または震度6弱以上の地震が発生した場合

「只今、強い地震が発生しました。余震の恐れがありますので、屋外の安全な場所に移動して下さい。足元に注意して、安全を確認しながら、落ち着いて移動をお願いします。なお、自転車はお乗りにならず押して移動して下さい。」

「先ほどの地震の震源地は〇〇、震源の深さは〇〇、マグニチュードは〇〇です。この地震により、本公園は、県の防災施設として救援部隊の受入準備を行います。また、本公園では利用されている皆様の安全確保のため、野球場西側に避難ゾーンを設定しています。落ち着いて移動をお願いいたします。」

「NTT ドコモの携帯電話をご利用の皆様にお知らせします。本公園ではエリアメールにより甲府市が発信する災害情報の受信が可能です。充電池の残量に留意してご利用下さい。」

「駐車場をご利用の皆様にお知らせします。救援部隊受入のため、駐車車両の移動をお願いします。移動は現場の係員の指示に従って下さい。ご協力をお願いします。」

「さきほど発生した地震により、本公園を県の防災拠点として使用します。園内では大型の緊急車両やヘリコプターが頻繁に出入りするため、園地内におられるのは大変危険です。建物内についても、救援部隊が使用するため滞在頂けません。係員が近隣の避難場所に誘導致しますので、ご協力をお願いします。」